

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」中間とりまとめの概要

本年8月に自動車局に設置した、専門家の委員の方々から構成される「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」において、自動車運送事業者に対する監査を見直すための検討を進めてきたところ、今般、監査の見直しの方向性について中間とりまとめを行った。

検討会のスケジュール

第1回会合(8/8):現状報告及び論点整理
第2回会合(9/12):論点の更なる検討
第3回会合(10/17):中間とりまとめ案の検討

来年3月:最終とりまとめ(予定)

検討会の中間とりまとめの概要

1. 効率的・効果的な監査の実施

- (1) 運送事業者に対する確認・指導
 - ① トラックの適正化事業実施機関の例に倣った第三者機関の設置・運用による貸切バス事業者等に対する確認・指導の実施
 - ② 第三者機関による確認結果の監査への活用等
- (2) 運送事業者自らの安全チェックの強化
運送事業者自らが法令遵守状況の確認を定期的実施し、その結果を国に報告させる仕組みを新たに整備
- (3) 悪質な運送事業者に対する重点的な監査の実施
 - ① 第三者機関の活用等により、国の監査は「悪質な運送事業者」に重点化
 - ② 第三者機関や利用者等からの通報も含め、監査の端緒情報を充実させるとともに、システムで一元的に管理・分析すること等により、悪質な運送事業者を抽出
- (4) 街頭における監査の実施
運送事業者の運行時における法令遵守状況の確認を実施
- (5) 監査業務の効率化
重要な法令違反の有無を優先確認するなどによる効率的な監査手法を検討
- (6) 運送事業者における適切な運行管理体制の整備(監査環境の改善)
- (7) 優良運送事業者の認定制度等の活用

2. 実効性のある行政処分等の実施

- (1) 安全性に直接関わる法令等の違反が確認された場合の現場での迅速な対応
現場で運送事業者に必要な是正措置を実施させる仕組みを整備
- (2) 悪質な運送事業者に対する処分の厳格化
以下のような厳格な対応を行うことにより、悪質な運送事業者を確実に排除
 - ① 重要な法令等の違反に対して事業停止とできるよう処分基準を強化
 - ② 改善指導に従わない事業者、累犯事業者に対して事業許可取消とするなど、処分を厳格化
 - ③ 事業廃止届出を事後届出制から事前届出制に改めるなど、効果的な処分逃れ対策を実施
- (3) 運送事業者に対する処分情報の一層の活用
 - ① 運送事業者における処分に対する認識の向上
 - ② 運送事業者の処分情報の利用者等への情報提供
- (4) 金銭的処分導入の可能性
引き続き検討